

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定居宅サービス事業者の指定
 - 精神通院医療を担当する医療機関の指定
 - 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更
 - 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
 - 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定
 - 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新
 - 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退
 - 保安林の解除予定
 - 岡山県収入証紙売りさばき人の指定
- 【公告】
- 県営土地改良事業の工事完了
 - 公共測量の終了
 - 〃
 - 〃

【人事委員会】

- 指導監査室
- 健康推進課
- 〃
- 〃
- 障害福祉課
- 〃
- 〃
- 治山課
- 会計課
- 耕地課
- 監理課
- 〃
- 〃

目次

○ 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

人事委員会

担当課（室）

平成31年4月9日 岡山県公報 第12083号

◎岡山県告示第百八十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成三十一年四月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションひまわり

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町下笠加三七一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社サロン・ド・イシユタール

2 所在地

岡山県岡山市北区内山下一丁目八番二一―四〇三号

三 指定年月日

平成三十一年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇一〇八七

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第百八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十一年四月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

かえで薬局

総社市三須一三四一三

平成三十一年四月一日

さくら薬局長船店

瀬戸内市長船町土師二二二一六

平成三十一年四月一日

◎岡山県告示第百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成三十一年四月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
ザグザグ薬局宇野店	医療機関の所在地	玉野市宇野二一七九六一二	玉野市宇野二一六一二	平成二十五年四月十九日

◎岡山県告示第百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十一年四月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

有限会社エス・ジー・エッチてしま薬局月田店 真庭市月田六八二六―四

平成三十年六月三十日

◎岡山県告示第百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十一年四月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日
かえで薬局 のぞみ薬局ひがし店	総社市三須一三四四―三 津山市高野本郷一四三五―一六	調剤 調剤	平成三十一年四月一日 平成三十一年四月一日

◎岡山県告示第百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十一年四月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
医療法人東浩会石川病院	津山市川崎五五四―五	腎臓	平成三十一年四月一日
医療法人薬師寺慈恵会薬師寺慈恵病院	総社市総社一―一七―二五	脳神経外科	平成三十一年四月一日
おさふねクリニック	瀬戸内市長船町土師三三二―一	腎臓	平成三十一年四月一日
独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター	都窪郡早島町早島四〇六六	免疫	平成三十一年四月一日
おちあい訪問看護ステーション	真庭市落合垂水二五―一	訪問看護（腎臓）	平成三十一年四月一日
有限会社東津山薬局	津山市川崎一―三五―三	調剤	平成三十一年四月一日
株式会社社服部薬局加茂店	津山市加茂町小中原三〇―一	調剤	平成三十一年四月一日
株式会社社服部薬局城南店	津山市山下九―五	調剤	平成三十一年四月一日
株式会社社服部薬局西店	津山市小田中二三〇―一五	調剤	平成三十一年四月一日
株式会社社服部薬局南新座店	津山市南新座二四―八	調剤	平成三十一年四月一日
株式会社社服部薬局上河原店	津山市上河原二―一―一二	調剤	平成三十一年四月一日
株式会社社服部薬局	津山市田町二―一―一	調剤	平成三十一年四月一日
そうごう薬局湯郷店	美作市中山一四七六―三	調剤	平成三十一年四月一日
サンメデイカル薬局浜中店	浅口郡里庄町浜中九三―一〇四	調剤	平成三十一年四月一日
幸観堂薬局秀天橋店	玉野市槌ヶ原一〇―一七―八	調剤	平成三十一年四月一日
竹原薬局	瀬戸内市長船町土師一―二―一五	調剤	平成三十一年四月一日
ココ薬局	笠岡市五番町五―三四	調剤	平成三十一年四月一日

平成31年4月9日 岡山県公報 第12083号

有限会社あしだ薬局杉宮店	津山市杉宮一五十四	調剤	平成三十一年四月一日
有限会社あしだ薬局上村店	津山市上村六一四	調剤	平成三十一年四月一日
あしだ薬局日本原店	津山市新野東一八一〇一六一	調剤	平成三十一年四月一日
有限会社エス・ジー・エッチてしま薬局	真庭市中島四〇五一一	調剤	平成三十一年四月一日
有限会社エス・ジー・エッチてしま薬局旭町店	真庭市久世二九二三一一	調剤	平成三十一年四月一日
松岡ケミカル株式会社松岡薬局	笠岡市新賀二五四	調剤	平成三十一年四月一日
湯郷薬局	美作市湯郷九一五一一四	調剤	平成三十一年四月一日
有限会社田中薬局	玉野市宇野二二七一一二	調剤	平成三十一年四月一日
佐古薬局	津山市川崎一〇三	調剤	平成三十一年四月一日
よつば薬局	津山市南新座一〇八一三	調剤	平成三十一年四月一日
有限会社吉松屋薬局	真庭市久世二八一三	調剤	平成三十一年四月一日
やまかわ薬局	赤磐市西中一一八八一六	調剤	平成三十一年四月一日
有限会社ドレミ薬局	津山市小原一五四一二〇	調剤	平成三十一年四月一日
スーパードラッグたんぼ勝山薬局	真庭市三田一四九一一	調剤	平成三十一年四月一日
有限会社よしだ薬局リブ店	総社市門田一八七	調剤	平成三十一年四月一日
のぞみ薬局	笠岡市笠岡二二六五一一	調剤	平成三十一年四月一日
片上薬局	備前市伊部二四〇八一八	調剤	平成三十一年四月一日
フアーマシー蒼樹薬局	赤磐市桜が丘西二一一一一二	調剤	平成三十一年四月一日
田辺薬局新町店	浅口市鴨方町鴨方一〇七九三一一三	調剤	平成三十一年四月一日
田辺薬局本店	浅口市鴨方町六条院中三三三三一一	調剤	平成三十一年四月一日
可児薬局	勝田郡勝央町勝間田七〇七	調剤	平成三十一年四月一日
マスカット薬局湯郷店	美作市湯郷八一五一四	調剤	平成三十一年四月一日
こやま薬局長船店	玉野市宇野二一一五一	調剤	平成三十一年四月一日
美作薬局城西店	津山市大手町八一三	調剤	平成三十一年四月一日

平成31年4月9日 岡山県公報 第12083号

ワールド薬局	勝田郡奈義町瀧本一三三二―二	調剤	平成三十一年四月一日
芳徳薬局入田店	美作市入田二二五―三	調剤	平成三十一年四月一日
芳徳薬局	美作市栄町四〇―一	調剤	平成三十一年四月一日
芳徳薬局英田店	美作市福本五七二―一	調剤	平成三十一年四月一日
ファミリー薬局	浅口郡里庄町新庄二九二八―二	調剤	平成三十一年四月一日
かすみ薬局早島店	都窪郡早島町前潟二八―一二	調剤	平成三十一年四月一日
株式会社ダテ薬局メルカ店	玉野市宇野一―三八―一	調剤	平成三十一年四月一日
株式会社ダテ薬局東高崎店	玉野市東高崎二六―一二四	調剤	平成三十一年四月一日
アルファオオギヤ薬局	玉野市宇野二―一六―九	調剤	平成三十一年四月一日
ヒジャ薬局駅前店	総社市駅前一―四―二	調剤	平成三十一年四月一日
有限会社中山薬局下方店	真庭市下方五七九―五	調剤	平成三十一年四月一日
そよかぜ薬局	苫田郡鏡野町吉原二九	調剤	平成三十一年四月一日
そよかぜ薬局寺元店	苫田郡鏡野町寺元三四一―七	調剤	平成三十一年四月一日
阿新薬局駅前店	新見市西方四三六―三	調剤	平成三十一年四月一日
津山薬局田町南店	津山市田町九五	調剤	平成三十一年四月一日
津山薬局南新座店	津山市南新座一〇六一―三	調剤	平成三十一年四月一日
みつぼし薬局	美作市明見三五七―一四	調剤	平成三十一年四月一日
こうち薬局	真庭市下河内三一三一―八	調剤	平成三十一年四月一日
向陽薬局	津山市二宮五一―一五	調剤	平成三十一年四月一日
向陽薬局田町店	津山市田町九六一―五	調剤	平成三十一年四月一日
向陽薬局高野店	津山市高野本郷一二七四―一一	調剤	平成三十一年四月一日
落合薬局	高梁市落合町阿部一六七六一―五	調剤	平成三十一年四月一日
扇屋薬局	玉野市田井三一四―一六	調剤	平成三十一年四月一日
ひまわり薬局	玉野市田井三一五一―一七	調剤	平成三十一年四月一日
みついし薬局	備前市三石一六六一―三	調剤	平成三十一年四月一日

平成31年4月9日 岡山県公報 第12083号

サカエ薬局赤坂店	赤磐市町苅田九四四―三	調剤	平成三十一年四月一日
サカエ薬局勝山店	真庭市本郷一八二三―三	調剤	平成三十一年四月一日
サカエ薬局山陽店	赤磐市日古木七九九―一	調剤	平成三十一年四月一日
きたぞの薬局津山第一病院前店	津山市中島四二七―一	調剤	平成三十一年四月一日
きたぞの薬局山北店	津山市山北五四七―一	調剤	平成三十一年四月一日
いんべ薬局	備前市伊部四〇〇―一三	調剤	平成三十一年四月一日
有限会社大手町薬局メデイカルガンガ	津山市二階町九	調剤	平成三十一年四月一日
有限会社大手町薬局メデイカルスワミ	赤磐市河本一四一―一	調剤	平成三十一年四月一日
有限会社大手町薬局メデイカルクレオ	津山市沼八四一―四	調剤	平成三十一年四月一日
大手町薬局メデイカルアラオ	津山市東一宮二一―六	調剤	平成三十一年四月一日
有限会社大手町薬局メデイカルアルファ	津山市大田四五二―四	調剤	平成三十一年四月一日
勝英薬局	勝田郡勝央町岡四〇―八	調剤	平成三十一年四月一日
金時薬局	勝田郡勝央町黒土七二―二	調剤	平成三十一年四月一日
あすなる薬局	笠岡市吉田三五―三	調剤	平成三十一年四月一日
にのみや薬局	津山市二宮一九〇―一四	調剤	平成三十一年四月一日

◎岡山県告示第百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十一年四月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

辞退年月日

かえで薬局

総社市三須一三四四―三

調剤

平成三十一年三月三十一日

田辺薬局今市店

井原市西江原二五―一

調剤

平成三十一年三月三十一日

平成31年4月9日 岡山県公報 第12083号

◎岡山県告示第百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成三十一年四月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

津山市荒神山字下種向五三一の一三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

指定理由の消滅

平成31年4月9日 岡山県公報 第12083号

◎岡山県告示第百九十号

岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により、平成三十一年四月二日付けで、次のとおり岡山県収入証紙売りさばき人を指定した。
 平成三十一年四月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地 名称及び代表者 の氏名	売 り さ ば き 場 所
加賀郡吉備中央町上竹二 〇六五	岡山市中区中井四三〇番 地一六 株式会社アクテイオ 代表取締役 延谷 昌英	岡山市中区中井四三〇番地一六
加賀郡吉備中央町吉川四八六〇一 六	株式会社吉備高原サ ツキ育英会 代表取 締役 芝村 啓三	加賀郡吉備中央町吉川四八六〇一 六

平成31年4月9日 岡山県公報 第12083号

〔二五〇〕県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成三十一年四月九日

地区名

秋芳川

工種

湛水防除

岡山県知事

伊原木

隆太

完了年月日

三〇・七・三一

平成31年4月9日 岡山県公報 第12083号

〔二五二〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山地方事務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

平成三十一年四月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市北区津島地区（岡山市北区津島町二丁目、津島町三丁目、津島笹が瀬、津島中三丁目、津島西坂一丁目、津島西坂二丁目、津島福居三丁目、津島本町一丁目、津島本町のそれぞれ一部）
測量の種類	公共測量（基準点測量）
終了年月日	平成三十一年一月二十二日

平成31年4月9日 岡山県公報 第12083号

〔一五二〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、鏡野町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成三十一年四月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

鏡野町全域	測量区域
公共測量（鏡野町航空写真撮影及び数値地形図作成業務委託）	測量の種類
平成三十一年三月二十日	終了年月日

平成31年4月9日 岡山県公報 第12083号

〔一五三〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成三十一年四月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	国道二号（岡山市南区古新田から倉敷市新田地内）
測量の種類	公共測量（空中写真測量（デジタル撮影））
終了年月日	平成三十一年二月二十八日

◎岡山県人事委員会規則第十五号

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年四月九日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「高病原性鳥インフルエンザ」を「豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岡山県職員特殊勤務手当支給規則の規定は、平成三十一年三月二十九日から適用する。